# 第４回 やくの高原活性化検討会

日　時　令和７年１月３０日（木）
場　所　夜久野ふれあいプラザ研修室

１　開会

２　これまでの検討会での議論の確認

３　検討会での活用方針案の確認

４　意見交換

５　その他

６　閉会

# やくの高原活性化検討会　委員名簿

委員

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|---|---|---|
| 日和　英之 | 上夜久野自治会長会代表 | |
| 足立　静雄 | 中夜久野自治会長会代表 | |
| 上田　博康 | 下夜久野自治会長会代表 | |
| 小田垣　裕一 | 夜久野みらいまちづくり協議会 | |
| 衣川　伸二 | 夜久野みらいまちづくり協議会 | |
| 衣川　裕次 | 夜久野みらいまちづくり協議会 | |
| 木村　昭興 | 福知山公立大学 教授 | |
| 足立　聖忠 | 福知山観光協会 副会長 | |
| 坪倉　康孝 | 森の京都DMO 地域開発部長兼ｾﾞﾈﾗﾙﾌﾟﾛﾃﾞｭｰｻｰ | |
| 村尾　俊道 | WILLER TRAINS株式会社 沿線交通ﾘﾃﾞｻﾞｲﾝﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑ<br>（元京都府交通基盤整備推進監<br>NPO法人持続可能なまちと交通をめざす再生塾　理事長） | |
| 泉　真吾 | 京都銀行 公務・地域連携部 観光・地域活性化室長 | |
| 居合　真志 | 市民公募委員 | |
| 稲垣　江利子 | 市民公募委員 | |
| 衣川　泰広 | 市民公募委員 | |
| 松崎　沙弥加 | 市民公募委員 | |

オブザーバー

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|---|---|---|
| 森谷　信也 | 国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務副所長 | |

福知山市

| 氏名 | 所属 | 備考 |
|---|---|---|
| 山本　美幸 | 福知山市地域振興部長 | |
| 森田　哲也 | 福知山市地域振興部理事 | |
| 西野　肇 | 福知山市市長公室地域振興政策監 | |
| 中島　美香 | 福知山市地域振興部夜久野支所長 | |
| 井上　智行 | 福知山市地域振興部夜久野支所地域振興係長 | |

# やくの高原活性化検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　夜久野高原全体の再構築に向けて、地域住民等をメンバーとして活用方針を検討するため、やくの高原活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（検討事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について協議、検討するものとする。

（１）対象施設の活用ニーズの把握、活用アイデアの提案、助言等に関する事項

（２）その他市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、１５名以内の委員及びオブザーバー若干名をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）外部有識者

（２）市民公募委員

（３）まちづくり、観光関係者

（４）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（オブザーバー）

第５条　オブザーバーは、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）その他市長が必要と認める者

（任期）

第６条　委員の任期は、委嘱した日から第２条に規定する検討を終了する日までとする。

（委員長等の職務）

第７条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第８条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、地域振興部夜久野支所において処理する。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年８月１日から施行する。

（招集の特例）

２　この要綱の施行後に最初に開かれる会議は、第８条第１項の規定にかかわらず市長が招集する。

（要綱の失効）

３　この要綱は、委員会が第２条に規定する検討を終了した日限り、その効力を失う。